



# 第133回 定時株主総会 招集ご通知



2022年6月17日（金曜日）  
午前10時（午前9時受付開始）



神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号  
神戸情報文化ビル 4階  
神戸新聞松方ホール

※会場を前年と変更しております。ご来場の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、当日のご来場は慎重にご検討いただき、書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。  
また、本総会に関してお知らせすべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 執行役員を兼務する取締役に  
対する株式報酬等の額および  
内容決定の件
- 第6号議案 取締役の報酬等の額改定の件

## 目次

- 第133回定時株主総会招集ご通知…………… 1
- <添付書類>
  - 事業報告…………… 5
  - 連結計算書類…………… 21
  - 計算書類…………… 23
  - 監査報告書…………… 25
  - 株主総会参考書類…………… 31

証券コード 9052  
2022年6月1日

株 主 各 位

神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号  
山陽電気鉄道株式会社  
代表取締役社長 上 門 一 裕

## 第133回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第133回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、当日のご来場は慎重にご検討いただき、**  
お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご高覧いただき、3頁から4頁に記載の  
「議決権行使についてのご案内」に従って、**2022年6月16日（木曜日）午後5時30分までに**  
**書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

(1) 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時  
(受付は午前9時から開始いたします。)

(2) 場 所 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号  
神戸情報文化ビル4階 神戸新聞松方ホール

**※会場を前年と変更しております。ご来場の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内」を  
ご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。**

### (3) 目的事項

報告事項 1.第133期（2021年4月1日から  
2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および  
計算書類報告の件

2.会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件                         |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                         |
| 第3号議案 | 取締役2名選任の件                        |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件                        |
| 第5号議案 | 執行役員を兼務する取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件 |
| 第6号議案 | 取締役の報酬等の額改定の件                    |

### (4) その他

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sanyo-railway.co.jp/company/soukai.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

従って、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。




以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

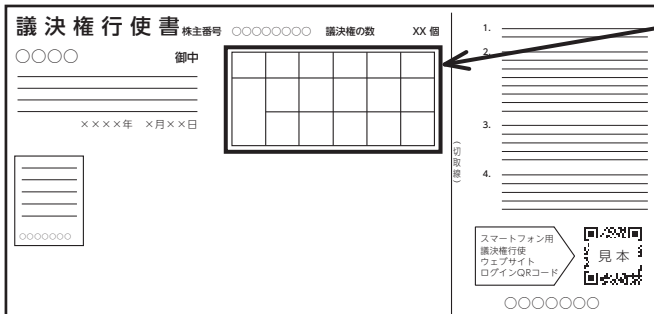
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月17日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月16日（木曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月16日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	--	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

（初取権）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトをダウンロード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、2、5、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

# 添付書類 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行再拡大により緊急事態宣言等が繰り返し発出されるなか、消費者心理の持ち直しなどにより、一時的に個人消費等の回復傾向が見られたものの、年明け以降は新たな変異株により感染者が急増した影響を受けるなど、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

このような情勢のなか、運輸業では沿線施設や自治体等との共同イベントを実施するなど、沿線の魅力発信と旅客誘致に努めるとともに、流通業においては、山陽百貨店で新規店舗の導入や各種催事の開催により、収益拡大と集客力の向上に取り組みました。また、不動産業においては、引き続き沿線内外で分譲マンション事業を推進したほか、収益基盤の拡充をはかるため、事業用不動産の建設・取得を行いました。このほか、山陽百貨店の売場の一部として賃借していた土地・建物を取得し、隣接するターミナルの山陽姫路駅と一体的・機動的・効率的に運営できるよう取り組みを進めました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、収益認識に関する会計基準等の適用の影響を受けたことから、34,151百万円（前期営業収益は43,490百万円）となり、営業利益は1,499百万円（前期営業利益は781百万円）、経常利益は1,787百万円（前期経常利益は941百万円）となりました。そして、親会社株主に帰属する当期純利益は、経営資源の有効活用と資産効率の向上のため神戸市垂水区に所有していた事業用不動産を売却したことに伴う特別利益の計上があったことから5,967百万円（前期親会社株主に帰属する当期純利益は422百万円）となりました。

### 運 輸 業

鉄道事業におきましては、お客さまに安全・安心にご利用いただくために、引き続き車内換気や車両および駅設備の定期的な消毒、全車両への抗菌・抗ウイルス加工などの感染予防策を講じながら、運行継続に努めました。

営業面では、日本標準時子午線の制定135周年を記念した明石市立天文科学館との共同イベントやNHK Eテレの人気番組「びじゅチューン!」とのコラボイベントを実施するなど、沿線の観光施設や自治体との連携を通じて、話題づくりと旅客誘致に注力しま

した。また、明石市および地元まちづくり協議会と連携するなかで、地域の人々が自由に集える憩いの場「藤江駅前オアシス」をオープンし、駅前の活性化と地域住民の交流促進をはかりました。

設備面におきましては、大塩駅の橋上駅舎化・周辺整備や中八木駅のバリアフリー化、飾磨駅北口の新設工事を実施し、お客さまの利便性向上をはかったほか、引き続き東須磨駅のバリアフリー化工事にも取り組みました。また、AIによる画像解析技術と踏切保安装置を連動させた「人特化型踏切障害物検知システム」を導入し、踏切のさらなる安全性の強化に努めました。

バス事業におきましては、神戸市バスの一部路線の運行・車両整備およびその管理等の受託拡充や地元住民からの要望を受けた一部路線の延伸を実施するなど、地域における生活路線の維持やお客さまサービスの向上をはかりました。

運輸業全体の営業収益につきましては、出控えによる影響が前期より小さかったことなどにより、16,092百万円（前期営業収益は15,307百万円）となりました。

## 流 通 業

流通業におきましては、山陽百貨店において、心ゆたかなライフスタイルを提案する「青山フラワーマーケット」やモダンで洗練された紳士服「BOS S」などの新規テナントを導入し、店舗の魅力向上をはかりました。また、国内外で高い評価を受けている陶芸作家「山本一洋展」を初開催したほか、美術・宝飾催事や「北海道大物産展」などの人気食品催事の開催を通じて、お客さまの来店促進と売上確保に努めました。

流通業全体の営業収益につきましては、来店客数の回復が見られましたが、収益認識に関する会計基準等の適用により、8,612百万円（前期営業収益は17,335百万円）となりました。

## 不 動 産 業

不動産業のうち分譲事業におきましては、明石市の西新町駅前での分譲マンション「リアラス明石西新町」や神戸市西区での「クレヴィアシティ西神中央」、加古川市での「ブランシエラ加古川リアラス」の建設・販売を推進したほか、引き続き加古川市での「リアラス東加古川」の販売を進めました。賃貸事業におきましては、神戸市東灘区で学生向け賃貸マンション「エス・キュート パル 神戸御影」を建設したほか、京都市左京区では賃貸マンションを、東京都世田谷区ではクリニックビルを取得するなど、さらなる収益基盤の拡充に注力しました。

不動産業全体の営業収益につきましては、分譲事業における分譲規模の差などにより、6,159百万円（前期営業収益は7,599百万円）となりました。

## レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、ケンタッキー・フライド・チキンやミスタードーナツの各店舗で、テイクアウト需要の取り込みのほかフードデリバリーサービスの活用による新規顧客の獲得に注力しました。

レジャー・サービス業全体の営業収益につきましては、各飲食店舗や屋外ゴルフ練習場「サン神戸ゴルフガーデン」の売上が好調に推移したことなどにより、1,979百万円（前期営業収益は1,884百万円）となりました。

## その他の事業

その他の事業におきましては、一般労働者派遣業および各種工事業において、積極的に受注拡大に努めました。

その他の事業全体の営業収益につきましては、一般労働者派遣業での受注規模および各種工事業での工事規模の差などにより、1,307百万円（前期営業収益は1,363百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	営業収益（百万円）	構成比（％）
運 輸 業	16,092	47.1
流 通 業	8,612	25.2
不 動 産 業	6,159	18.1
レジャー・サービス業	1,979	5.8
そ の 他 の 事 業	1,307	3.8
合 計	34,151	100.0



## 2. 設備投資の状況

- (1) 当連結会計年度に竣工した主な工事は、次のとおりであります。

### 運 輸 業

車両新造工事

大塩駅改良工事

飾磨駅北口新設工事

中八木駅バリアフリー化工事

高砂変電所更新工事

山陽姫路駅ビル購入

### 不 動 産 業

神戸市東灘区賃貸マンション新築工事

京都市左京区賃貸マンション購入

東京都世田谷区クリニックビル購入

- (2) 現在施工中の主な工事は、次のとおりであります。

### 運 輸 業

東須磨駅バリアフリー化工事

## 3. 資金調達の状況

設備資金等に充当するため、シンジケートローンによる調達4,500百万円を行うとともに、株式会社日本政策投資銀行から2,000百万円の借入れを行いました。

なお、当連結会計年度末の借入金および社債の残高は37,936百万円で、前期末に比し1,492百万円増加いたしました。

## 4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、少子高齢化や人口減少の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の流行によるテレワーク等の浸透や生活様式の変化、さらには国際情勢の不安要素など、当社グループを取り巻く環境は依然として非常に厳しい状況が続くと思われ  
ます。

このような状況下において、2022年度は、新型コロナウイルス感染症の今後の影響が不透明であるため、従前の中期経営計画の基本戦略である「各事業の連携強化による企業価値の向上」、「沿線活性化に向けた取り組みの推進」、「非鉄道事業分野での収益基盤の着実な拡充」、「安全・安心の確立とサービスの向上」、「健康で明るく生き活きと働ける職場環境の整備」を維持したうえで、単年度計画に基づき事業推進をはかります

が、ポストコロナを見据えた今後の厳しい経営環境にも耐えられる強固な経営体制の構築と「環境や社会、事業の持続可能性への配慮」といったサステナビリティ経営のさらなる推進を目指した、次期中期経営計画の策定を進めてまいります。

運輸業のうち鉄道事業におきましては、営業面では、感染防止対策を徹底しながら、観光需要の回復を見極めたうえで、自治体や沿線施設等と連携して様々なイベントを実施するほか、沿線の魅力向上・発信を行うことで、旅客誘致に努めてまいります。設備面では、引き続き東須磨駅のバリアフリー化工事を推進するほか、須磨浦公園駅～山陽塩屋駅間の法面防護や変電所更新、踏切支障報知装置とATS（自動列車停止装置）との連動化工事など、お客さまサービスと安全性の向上に努めてまいります。また、踏切事故防止や道路交通円滑化を目的とした、高砂駅～荒井駅付近での連続立体交差事業の実施に向けて、兵庫県および高砂市と協議を進めてまいります。

バス事業におきましては、神戸市バスの一部路線の運行・車両整備およびその管理等の受託を通じて、収益拡大をはかるとともに、神戸市垂水区を中心とする生活路線の維持に努めてまいります。

流通業では、山陽百貨店におきまして、魅力的な店舗の導入や人気催事の開催によりお客さまのご来店促進に取り組むほか、外商力の強化に一段と注力し、収益拡大をはかってまいります。また、新たに取得した山陽姫路駅ビルも含めて、姫路の玄関口にふさわしい百貨店として、街の賑わいづくりと活性化に取り組んでまいります。

不動産業のうち分譲事業におきましては、引き続き明石市での分譲マンション「リアラス明石西新町」や神戸市西区での「クレヴィアシティ西神中央」、加古川市での「ブランシエラ加古川リアラス」の建設・販売を推進いたします。また、新たな事業用地の取得を通じて収益拡大に努めてまいります。賃貸事業におきましては、西二見駅前で介護付有料老人ホーム建設を進め、保有土地の有効活用をはかるとともに、当社沿線のほか首都圏や京阪神地区等においても引き続き収益不動産の取得に注力し、事業基盤の一層の拡充を進めてまいります。

レジャー・サービス業のうち飲食業では、引き続きテイクアウト需要の取り込みに努めるとともに、既存店舗のリニューアルを通じて、収益拡大をはかってまいります。また、昨今の健康志向の高まりを受け、神戸市垂水区にフィットネス店舗を新たにオープンしましたが、同店の収益拡大に一層努めてまいります。

その他の事業では、新規顧客の獲得による収益拡大に向け、積極的な営業活動を展開してまいります。

当社グループは、安全・安心を絶対条件とする交通事業者として課せられた社会的使命を果たしていくとともに、現下の非常に厳しい社会情勢のなか、ポストコロナを見据えた今後の事業環境の変化への適応とサステナビリティ経営を推進していくための長期的な視点に立った経営施策の策定・実施を通じて、山陽電鉄グループの企業価値向上に努めてまいります。

## 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 1 3 0 期 2 0 1 8 年 度	第 1 3 1 期 2 0 1 9 年 度	第 1 3 2 期 2 0 2 0 年 度	第 1 3 3 期 2 0 2 1 年 度
営 業 収 益(百万円)	51,475	51,633	43,490	34,151
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	2,285	2,879	422	5,967
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	102.86	129.57	19.03	268.55
総 資 産(百万円)	98,011	98,435	99,605	108,755

(注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より自己株式数を除いた株式数を用いて算出しております。

2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第133期連結会計年度より適用しており、第133期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## 6. 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株 式 会 社 山 陽 百 貨 店	100	100	百貨店業
山 商 株 式 会 社	90	100	飲食業
山 陽 バ ス 株 式 会 社	80	100	バス事業、旅行業
株 式 会 社 山 陽 ア ド	50	100	広告代理業
株 式 会 社 山 陽 フ レ ン ズ	50	100	コンビニエンスストア業、 乗車券受託販売業
株 式 会 社 日 本 ワ ー ク シ ス テ ム	50	100	一般労働者派遣業
山 陽 レ ジ ャ ー サ ー ビ ス 株 式 会 社	50	100	スポーツ業
大 阪 山 陽 タ ク シ ー 株 式 会 社	30	100	タクシー業、飲食業
山 陽 タ ク シ ー 株 式 会 社	30	100	タクシー業

(注) 株式会社山陽百貨店は2021年12月6日に、従前の資本金405百万円から100百万円に減資しております。

## 7. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業の種類別セグメント	主 要 な 事 業 内 容
運 輸 業	鉄道事業、バス事業、タクシー業
流 通 業	百貨店業、コンビニエンスストア業
不 動 産 業	不動産賃貸事業、不動産分譲事業
レジャー・サービス業	飲食業他
そ の 他 の 事 業	一般労働者派遣業、設備の保守・整備・工事業、ビル管理・営業管理業他

## 8. 主要な事業所（2022年3月31日現在）

名 称	所 在 地
当 社 本 社	神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号
鉄 道 事 業 本 部	明石市二見町東二見1050番地
山 陽 バ ス 本 社	神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号
山 陽 百 貨 店	姫路市南町1番地

## 9. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

事業の種類別セグメント	従 業 員 数
	名
運 輸 業	1,351
流 通 業	317
不 動 産 業	32
レジャー・サービス業	43
そ の 他 の 事 業	268
合 計	2,011

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

## 10. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	14,215
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,297
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,625
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,303
株 式 会 社 み な と 銀 行	2,097
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,092

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入額 (総額4,500百万円) を含んでおります。

## Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 22,330,598株 (自己株式111,303株を含む。)  
 (3) 株 主 数 8,729名  
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
阪 神 電 気 鉄 道 株 式 会 社	3,880	17.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,207	5.4
関 電 不 動 産 開 発 株 式 会 社	1,121	5.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	620	2.8
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託川崎重工業口 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	272	1.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( 退 職 給 付 信 託 神 姫 バ ス 口 )	260	1.2
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	246	1.1
鹿 島 建 設 株 式 会 社	220	1.0
モ ロ ゾ フ 株 式 会 社	207	0.9
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	200	0.9

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	うえ かど かず ひろ 上 門 一 裕	神姫バス株式会社 取締役
代 表 取 締 役	なか の たかし 中 野 隆	経営統括本部長
取 締 役	よね だ しん いち 米 田 真 一	開発事業本部長
取 締 役	よし だ いく お 吉 田 育 朗	グループ事業担当 株式会社山電情報センター 代表取締役社長
取 締 役	かな たに あき ひこ 金 谷 明 彦	監査室長
取 締 役	ます だ りゅう じ 増 田 隆 治	鉄道事業本部長 兼 安全推進・企画部長 神戸高速鉄道株式会社 取締役
取 締 役	ふじ わら たか おき 藤 原 崇 起	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役・取締役会長 塩野義製菓株式会社 監査役
取 締 役	なが お まこと 長 尾 真	神姫バス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	さ とう よう こ 佐 藤 陽 子	公認会計士佐藤陽子事務所 所長 トーカロ株式会社 取締役 日本金銭機械株式会社 監査役
常 任 監 査 役 (常 勤)	もり や おさむ 守 屋 治	
監 査 役 (常 勤)	いま え たか し 今 栄 高 志	
監 査 役	かつ だ ひろ のり 勝 田 達 規	関電不動産開発株式会社 相談役 株式会社ヒガシトウエンティワン 取締役
監 査 役	なか お かず ひこ 中 尾 一 彦	神戸土地建物株式会社 代表取締役社長

(注) 1.当期中の就任役員

増 田 隆 治 2021年6月18日 取締役就任  
佐 藤 陽 子 2021年6月18日 取締役就任

2.当期中の退任役員

荒 木 素 直 2021年6月18日 取締役退任

3.藤原崇起、長尾真および佐藤陽子の各取締役は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4.勝田達規および中尾一彦の両監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

- 5.当社は、すべての社外取締役および社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6.当社は、会社法第427条第1項ならびに当社定款第28条および第36条の規定に基づき、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。
- 7.当社は、当社の取締役、監査役および執行役員ならびにすべての子会社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務執行に起因して損害賠償責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害について填補するものであり、1年ごとに契約を更新しております。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- 8.当社は、執行役員制度を導入しております。2022年3月31日現在の取締役兼務者を含む執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社 長	上 門 一 裕	
専 務 執 行 役 員	中 野 隆	経営統括本部長
常 務 執 行 役 員	米 田 真 一	開発事業本部長
執 行 役 員	吉 田 育 朗	グループ事業担当
執 行 役 員	金 谷 明 彦	監査室長
執 行 役 員	増 田 隆 治	鉄道事業本部長 兼 安全推進・企画部長
執 行 役 員	川 久 保 文 照	開発事業本部 営業管理、用地管理、事業推進グループ担当 兼 事業推進部長
執 行 役 員	井 上 俊 行	鉄道事業本部 鉄道営業部担当 兼 鉄道営業部長
執 行 役 員	田 中 健	経営統括本部 総務・広報担当 兼 総務・広報部長
執 行 役 員	水 谷 大 輔	経営統括本部 経理担当、経営計画担当 兼 経理部長



## (2) 取締役および監査役の報酬等

## ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等の額の上限については、株主総会決議により決定されておりますが、支給する報酬の算定方法および各人別の配分方針については、あらかじめ代表取締役社長およびすべての社外取締役を構成員とする指名報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて、各人別の支給額について代表取締役社長に決定を一任する旨、取締役会で決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の各人別の支給額について、その内容の決定方法および決定された内容が以下の方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申に従っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ・取締役の報酬は「固定報酬（監督報酬）」のみで、執行役員の報酬は「固定報酬（執行報酬）」と「業績連動報酬」とで構成する。
- ・毎月支給する「固定報酬（監督報酬および執行報酬）」については、取締役および執行役員の役割や職責に加えて同業・同規模の他社報酬水準や経営環境等を考慮して決定する。
- ・当該事業年度に係る定時株主総会終結の時以降に支給する「業績連動報酬」については、当社の事業特性等を踏まえた中期経営計画で設定した経営指標（営業収益、営業利益等）および重点目標に対する達成度ならびに役職、会社への貢献度合いを総合的に判断して、各人ごとの評価により変動するものとし、執行報酬総額の概ね20%とする。

なお、監査役の報酬は「固定報酬」のみで構成することとし、各人別の報酬額については、監査役の協議により決定することとしております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	192 (20)	183 (20)	9 (-)	10 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	56 (14)	56 (14)	- (-)	4 (2)

(注)1.上表には、2021年6月18日開催の第132回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2.上表の報酬等の総額には、取締役が兼務する執行役員の報酬を含んでおります。

3. 2022年3月期における業績連動報酬に係る指標の目標および実績は、以下のとおりであります。

なお、2022年3月期の実績は、新型コロナウイルス感染症拡大により、連結・単体ともに営業収益および営業利益への影響が顕著であった一方で、親会社株主に帰属する当期純利益および単体の当期純利益は、事業用不動産の売却による影響を大きく受けております。また、連結・単体の営業収益は、収益認識に関する会計基準等の適用後の数値となっております。

	2022年3月期 (目標)	2022年3月期 (実績)
営業収益 (連結)	52,178百万円	34,151百万円
営業利益 (連結)	3,348百万円	1,499百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,180百万円	5,967百万円
営業収益 (単体)	22,090百万円	18,053百万円
営業利益 (単体)	2,758百万円	1,548百万円
当期純利益 (単体)	1,952百万円	6,038百万円
1株当たり配当額	30円	※30円

※2022年3月期の1株当たり配当額は、2022年6月17日開催の第133回定時株主総会の議案として提案する予定の金額を含んでおります。

4. 取締役の報酬等の額は、2021年6月18日開催の第132回定時株主総会において、年額290百万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額32百万円以内）と決議しております。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。

監査役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第118回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

5. 取締役の各人別の支給額の決定については、当社の業績や財務状況等を総合的に勘案したうえで包括的な判断を行うことができる代表取締役社長が適していると判断し、当事業年度においては代表取締役社長の上門一裕に具体的な内容の決定を一任する旨、取締役会において決議しております。なお、一任された内容の決定については、あらかじめ指名報酬委員会においてその妥当性等について確認をしております。

6. 当事業年度において、社外取締役1名が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は0百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況	重要な兼職の状況
取締役	藤原 崇起	<p>当事業年度における取締役会に、10回中10回出席し、当社と同事業を営むことによって培ってきた幅広い経験と豊富な見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、独立・公正な立場から、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等について適切に役割を果たしております。</p> <p>このほか、指名報酬委員会の委員として、2回中2回出席し、客観的・中立的立場で審議等に際して適切に役割を果たしております。</p>	<p>阪神電気鉄道株式会社 代表取締役・取締役会長 塩野義製薬株式会社 監査役</p>
取締役	長尾 真	<p>当事業年度における取締役会に、10回中9回出席し、当社と同事業を営むことによって培ってきた幅広い経験と豊富な見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、独立・公正な立場から、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等について適切に役割を果たしております。</p> <p>このほか、指名報酬委員会の委員として、2回中2回出席し、客観的・中立的立場で審議等に際して適切に役割を果たしております。</p>	<p>神姫バス株式会社 代表取締役社長</p>
取締役	佐藤 陽子	<p>就任後、当事業年度における取締役会に、8回中8回出席し、公認会計士としての豊富な経験と見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、独立・公正な立場から、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等について適切に役割を果たしております。</p> <p>このほか、指名報酬委員会の委員として、1回中1回出席し、客観的・中立的立場で審議等に際して適切に役割を果たしております。</p>	<p>公認会計士佐藤陽子事務所 所長 トーカロ株式会社 取締役 日本金銭機械株式会社 監査役</p>

招集・通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

区分	氏名	主な活動状況	重要な兼職の状況
監査役	勝田達規	当事業年度における取締役会に、10回中10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会に、9回中9回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	関電不動産開発株式会社 相談役 株式会社ヒガシトゥエンティワン 取締役
監査役	中尾一彦	当事業年度における取締役会に、10回中10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会に、9回中9回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	神戸土地建物株式会社 代表取締役社長

- (注) 1.取締役藤原崇起は、阪神電気鉄道株式会社の代表取締役・取締役会長であり、当社は同社との鉄道列車の相互直通運転等に関し、直通区間における列車の運転に関する取引、列車の運転業務等の受託に関する取引および共同駅の使用等に関する取引があります。また、当社は兼職先の塩野義製薬株式会社との取引はありません。
- 2.取締役長尾真は、神姫バス株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と不動産の売買および賃貸借等に関する取引があります。
- 3.取締役佐藤陽子は、公認会計士佐藤陽子事務所の所長ですが、当社は同事務所との取引はありません。また、当社は兼職先のトーカロ株式会社および日本金銭機械株式会社との取引はありません。
- 4.監査役勝田達規は、関電不動産開発株式会社の相談役であり、当社は同社と共同分譲マンション事業に関する取引があります。また、当社は兼職先の株式会社ヒガシトゥエンティワンとの取引はありません。
- 5.監査役中尾一彦は、神戸土地建物株式会社の代表取締役社長ですが、当社は同社との取引はありません。

## IV 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等 51百万円
- ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 51百万円

(注) 1.会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、もしくは該当するおそれがあると認められる場合、会計監査人の解任について審議いたします。

また、会計監査人の職務執行に支障があると認められる場合、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

---

(注) この事業報告中、百万円単位で表示した金額は百万円未満を、千株単位で表示した株式数は千株未満をそれぞれ切り捨てております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>19,757</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>22,613</b>
現金及び預金	6,784	支払手形及び買掛金	7,219
受取手形及び売掛金	3,733	短期借入金	5,464
有価証券	1,999	未払法人税等	925
商品及び製品	980	賞与引当金	627
分譲土地建物	4,888	役員賞与引当金	16
その他	1,379	その他	8,359
貸倒引当金	△10		
<b>固 定 資 産</b>	<b>88,997</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>39,170</b>
有形固定資産	78,736	社 債	6,000
建物及び構築物	38,845	長期借入金	26,471
機械装置及び運搬具	11,382	繰延税金負債	1,570
土地	27,203	退職給付に係る負債	1,632
建設仮勘定	565	長期前受工事負担金	38
その他	738	受入敷金保証金	3,168
無形固定資産	613	その他	287
投資その他の資産	9,648		
投資有価証券	5,834	<b>負 債 合 計</b>	<b>61,783</b>
長期貸付金	51	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	2,615	<b>株 主 資 本</b>	<b>44,765</b>
繰延税金資産	117	資 本 金	10,090
その他	1,043	資 本 剰 余 金	7,037
貸倒引当金	△14	利 益 剰 余 金	27,814
		自 己 株 式	△177
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,206</b>
		その他有価証券評価差額金	1,582
		退職給付に係る調整累計額	624
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>46,971</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>108,755</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>108,755</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
<b>営 業 収 益</b>		<b>34,151</b>
運 輸 業 等 営 業 費 及 び 売 上 原 価	27,687	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,963	32,651
<b>営 業 外 収 益</b>		<b>1,499</b>
受 取 利 息 及 び 配 当 金	164	
雇 用 調 整 助 成 金	172	
そ の 他 の 収 益	298	635
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	244	
そ の 他 の 費 用	103	347
<b>特 別 利 益</b>		<b>1,787</b>
固 定 資 産 売 却 益	6,741	
工 事 負 担 金 等 受 入 額	553	
補 助 金 収 入	158	
休 業 等 協 力 金	60	
雇 用 調 整 助 成 金	15	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3	
収 用 等 特 別 勘 定 取 崩 益	1	7,535
<b>特 別 損 失</b>		
工 事 負 担 金 等 圧 縮 額	553	
補 助 金 圧 縮 額	158	
臨 時 休 業 等 損 失	66	
固 定 資 産 除 却 損	39	
収 用 等 代 替 資 産 圧 縮 損	1	
固 定 資 産 売 却 損	0	819
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>8,503</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	931	
法 人 税 等 調 整 額	1,604	2,536
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>5,967</b>
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>5,967</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>15,246</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,642</b>
現金及び預金	3,721	短期借入金	4,586
未収運賃	1,092	未払入金	5,284
未収税金	1,434	未払費用	1,596
未収収益	29	未払消費税等	47
短期貸付金	1,100	未払法人税等	837
有価証券	1,999	未預り連立	204
分譲土地建物	4,888	預り運賃	2,758
貯蔵品	677	前受運賃	1,131
前払費用	23	前受収益	515
その他金	286	前受引当金	198
貸倒引当金	△8	賞与引当金	440
		賞与引当金	12
		その他	27
<b>固定資産</b>	<b>81,999</b>	<b>固定負債</b>	<b>37,531</b>
鉄道事業固定資産	44,512	社長期借入金	6,000
付帯事業固定資産	24,136	繰延税金負債	25,899
建設仮勘定	560	退職給付引当金	1,286
鉄道事業建設仮勘定	549	長期前受工事負担金	679
付帯事業建設仮勘定	11	受入敷金保証金	38
投資その他の資産	12,789	資産除去債務	3,407
関係会社株式	2,486	その他	136
投資有価証券	5,570		82
長期貸付金	2,290		
長期前払費用	2,186		
その他	342		
貸倒引当金	△85		
		<b>負債合計</b>	<b>55,173</b>
		(純資産の部)	
		<b>株主資本</b>	<b>40,526</b>
		資本	10,090
		資本剰余金	6,851
		資本準備金	2,522
		その他資本剰余金	4,328
		利益剰余金	23,762
		その他利益剰余金	23,762
		圧縮積立金	3,947
		別途積立金	50
		繰越利益剰余金	19,764
		自己株式	△177
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,545</b>
		その他有価証券評価差額金	1,545
		<b>純資産合計</b>	<b>42,072</b>
<b>資産合計</b>	<b>97,245</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>97,245</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
<b>鉄 道 事 業</b>	11,800	
営 業 収 益	12,366	
<b>付 帯 事 業</b>		565
営 業 損 失	6,252	
営 業 収 益	4,138	
<b>全 事 業 営 業 利 益</b>		2,114
<b>営 業 外 収 益</b>		<b>1,548</b>
受 取 利 息 及 び 配 当 金	352	
そ の 他 の 収 益	90	443
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	249	
そ の 他 の 費 用	95	345
<b>特 別 常 利 益</b>		<b>1,646</b>
固 定 資 産 売 却 益	6,741	
工 事 負 担 金 等 受 入 額	553	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3	
収 用 等 特 別 勘 定 取 崩 益	1	7,300
<b>特 別 損 失</b>		
工 事 負 担 金 等 圧 縮 額	553	
収 用 等 代 替 資 産 圧 縮 損	1	
固 定 資 産 売 却 損	0	555
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>8,391</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	792	
法 人 税 等 調 整 額	1,560	2,352
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>6,038</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（贈本）

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

山陽電気鉄道株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅原 隆

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田林 一毅

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山陽電気鉄道株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山陽電気鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示

するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

山陽電気鉄道株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅原 隆

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田林 一毅

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山陽電気鉄道株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書（謄本）

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第133期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

山陽電気鉄道株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 守屋 治 ㊟

監査役(常勤) 今米 高志 ㊟

監査役(社外監査役) 勝田 達規 ㊟

監査役(社外監査役) 中尾 一彦 ㊟

## 監査役会の監査報告書（謄本）

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

山陽電気鉄道株式会社 監査役会

常任監査役(常勤)	守 屋 治	Ⓔ
監 査 役(常勤)	今 栄 高 志	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	勝 田 達 規	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	中 尾 一 彦	Ⓔ

以 上

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社の配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮したうえでの安定的な配当の継続ならびに財政状態、利益水準および配当性向等を総合的に勘案して決定することとしております。

当期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を引き続き大きく受け、厳しい事業運営を余儀なくされました。しかしながら、事業用不動産の売却に伴い特別利益を計上したことなどに鑑みて、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金15円 総額333,289,425円  
なお、中間配当金15円を含めた年間配当金は1株につき30円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月20日



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 自然災害や不測の事態等に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第15条（開催場所）を削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を第17条に新設するものであります。
  - ② 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を新設するものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
<u>（開催場所）</u>	
<u>第15条</u> 当社は、神戸市で株主総会を開催する。	（削 除）
<u>（定時株主総会の基準日）</u>	<u>（定時株主総会の基準日）</u>
<u>第16条</u>	<u>第15条</u>
} （記載省略）	} （現行どおり）
<u>（議 長）</u>	<u>（議 長）</u>
<u>第17条</u>	<u>第16条</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) <u>第19条</u></p> <p> } (記載省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第40条</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(決議の方法) <u>第18条</u></p> <p> } (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第39条</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削るものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

### 第3号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役吉田育朗、金谷明彦の2名が辞任いたしますので、その補欠として、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社現行定款第23条の規定により、前任者の残任期間である2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>いとうまさひろ <b>伊東正博</b> (1964年 1月2日生)</p> <p>新任 男性</p>	<p>1987年4月 当社入社 2007年7月 当社自動車営業本部自動車部長 2011年2月 大阪山陽タクシー株式会社 代表取締役社長 2014年2月 山陽バス株式会社専務取締役 2017年7月 山陽タクシー株式会社 代表取締役社長(現在) 2021年12月 当社経営統括本部 サステナビリティ推進部長(現在)</p> <p>重要な兼職の状況 山陽タクシー株式会社 代表取締役社長</p>	1,400株
<p>(選任の理由および期待される役割の概要) 現在、経営統括本部サステナビリティ推進部長および子会社の代表取締役社長を務めている同氏については、子会社の取締役を歴任するとともに当社の管理部門の要職において培ってきた豊富な見識を有しており、当社グループのさらなる企業価値向上に貢献するものと期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	かわくぼ ふみ てる <b>川久保 文 照</b> (1970年 12月31日生) 新任 男性	1993年4月 当社入社 2009年7月 当社開発事業本部 住宅事業部マネージャー 2014年1月 当社開発事業本部 住宅事業部長 2016年7月 当社開発事業本部マネージャー 2020年4月 当社執行役員(現在) 当社開発事業本部 営業管理、用地 管理、事業推進グループ担当 兼 開発事業本部マネージャー 2020年7月 当社開発事業本部 営業管理、用地 管理、事業推進グループ担当 兼 開発事業部長 2021年7月 当社開発事業本部 営業管理、用地 管理、事業推進グループ担当 兼 事業推進部長(現在) 担当 開発事業本部 営業管理、用地管理、 事業推進グループ担当 兼 事業推進部長	2,200株
(選任の理由および期待される役割の概要) 現在、執行役員で開発事業本部 営業管理、用地管理、事業推進グループ担当を務めている同氏については、不動産部門の要職を歴任することによって培ってきた豊富な見識を有しており、当社グループのさらなる企業価値向上に貢献するものと期待されるため、新たに取締役候補者となりました。			

- (注) 1.取締役候補者伊東正博および川久保文照は、新任の取締役候補者であります。  
 2.取締役候補者伊東正博、川久保文照と当社との特別の利害関係はありません。  
 3.当社は、当社の取締役、監査役および執行役員ならびにすべての子会社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務執行に起因して損害賠償責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害について填補するものであり、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。  
 4.吉田育朗および金谷明彦の両氏は、本総会終結の時をもって執行役員も辞任いたします。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役守屋 治、勝田達規の2名が辞任いたしますので、その補欠として、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本総会において選任された監査役の任期は、当社現行定款第32条の規定により、前任者の残任期間である2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>か がわ じ ろう <b>香 川 次 朗</b> (1953年 1月3日生)</p> <p>新任 男性 社外 独立役員</p>	<p>1976年4月 関西電力株式会社入社 2009年6月 同社常務取締役 2011年6月 同社代表取締役副社長 2013年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2018年6月 関電不動産開発株式会社 代表取締役会長（現在）</p> <p>重要な兼職の状況 関電不動産開発株式会社 代表取締役会長</p>	0株
(選任の理由) 同氏については、会社の経営に関する幅広い経験と不動産業等を営むことによって培ってきた豊富な見識に加え、監査業務にかかる知見を有しており、これらを当社の監査に活かしていただくため、新たに社外監査役候補者といたしました。			
2	<p>かな たに あき ひこ <b>金 谷 明 彦</b> (1961年 1月21日生)</p> <p>新任 男性</p>	<p>1984年4月 当社入社 2006年7月 当社業務推進室参与 2007年2月 当社監査室参与 2007年7月 当社鉄道事業本部技術部長 2013年6月 当社鉄道事業本部鉄道営業部部长 (安全担当部長) 2015年6月 当社取締役（現在） 当社鉄道事業本部副本部長 兼 安全推進・企画部長 2020年4月 当社執行役員（現在） 2020年6月 当社監査室長（現在）</p>	7,100株
(選任の理由) 同氏については、鉄道部門および監査部門の要職を歴任することによって監査役に求められる経験と豊富な見識を得ており、これらを当社の監査に活かしていただくため、新たに監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 監査役候補者香川次朗および金谷明彦は、新任の監査役候補者であります。  
 2. 監査役候補者香川次朗、金谷明彦と当社との特別の利害関係はありません。  
 3. 香川次朗氏は、社外監査役候補者であります。  
 4. 当社は、香川次朗氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。  
 5. 香川次朗氏が取締役を務めていた関西電力株式会社および現在代表取締役会長を務めている関電不動産開発株式会社におきまして、両社の役職員が福井県大飯郡高浜町元助役の森山栄治氏らから金品等を受領していた問題について、2018年2月以降に実施された国税庁金沢国税局による税務調査を契機として、内部調査および第三者委員会による調査が行われました。また、関西電力株式会社におきましては、2020年3月に経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受領しております。  
 6. 当社は、当社の取締役、監査役および執行役員ならびにすべての子会社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務執行に起因して損害賠償責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害について填補するものであり、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。  
 7. 香川次朗氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

〔ご参考〕 第3号議案および第4号議案が原案どおり可決された場合の当社の取締役および監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

	氏名	企業経営	財務・会計	法務・ リスク管理・ 内部監査	人事・労務・ 組織戦略	運輸	不動産
取 締 役	上門 一裕	●		●	●	●	
	中野 隆	●	●	●	●		
	米田 真一	●					●
	増田 隆治					●	
	伊東 正博	●		●		●	
	川久保文照						●
	藤原 崇起	●			●	●	
	長尾 真	●			●	●	
佐藤 陽子		●	●				
監 査 役	今栄 高志	●		●		●	
	金谷 明彦	●		●		●	
	中尾 一彦	●	●	●	●		●
	香川 次朗	●		●	●		●

## 第5号議案 執行役員を兼務する取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の執行役員を兼務する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様とし、「対象者」といいます。）の報酬は、「固定報酬（監督報酬および執行報酬）」と「業績連動報酬」とで構成されておりますが、本議案は、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を追加導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任願いたいと存じます。

本制度は、対象者の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象者が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、第6号議案でご承認をお願いする取締役の報酬等の額（年額2億5,000万円以内（うち社外取締役については年額3,200万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。））とは別枠で、本制度による報酬を、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する対象者に対して支給するというものです。

なお、現在の取締役の報酬等の額は、年額2億9,000万円以内（うち社外取締役については年額3,200万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）ですが、第6号議案にて、本議案が原案どおり可決されることを条件としてこれを2億5,000万円以内（うち社外取締役については年額3,200万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）に改定することのご承認をお願いしております。かかる改定により、取締役が金銭で支給を受ける報酬等が4,000万円減額されることとなりますが、これは本制度による株式報酬の1年当たりの上限額（後記のとおり対象期間中において当社が株式取得資金として拠出する上限額を対象期間の事業年度数で除した金額）に相当する金額ですので、本議案および第6号議案が原案どおり可決された場合であっても、実質的な取締役の報酬等の額が増額されることはございません。

本制度の導入目的は上記のとおりです。また、2022年5月16日開催の取締役会において定めた「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の概要は44頁に記載のとおりです。本議案は、当該方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっております。以上により、本議案の内容は相当なものであると判断しております。



なお、第3号議案が原案どおり可決されますと、本制度の対象者となる取締役は6名となります。

また、本議案が原案どおり可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各対象者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各対象者に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、対象者が当社株式の交付を受ける時期は、原則として対象者の退任（ここで「退任」とは、執行役員を兼務する取締役の地位からの退任をいいますが、いずれか一方の地位から退任するものの他方の地位に引き続き在任する場合は含みません。以下も同様といたします。）時です。

①	本制度の対象者	当社の執行役員を兼務する取締役（社外取締役を除く。）
②	対象期間	2023年3月末日に終了する事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度まで
③	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金1億2,000万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり25,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役職等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金1億2,000万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する対象者に対する報酬として拠出し、下記(3)③のとおり本信託の受益権を取得する対象者を受益者として本信託を設定いたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得いたします。

注：上記の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。また、「1.提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由」に記載のとおり、取締役を兼務しない執行役員に対しても本制度と同様の報酬制度を導入した場合には、かかる執行役員に交付するのに必要な当社株式の取得資金も合わせて信託するものといたします。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様といたします。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により対象者に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金4,000万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続いたします。

また、上記のように対象期間を延長して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの、未だ退任していない対象者がある場合には、当該対象者が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

## (3) 対象者に交付される当社株式の算定方法および上限

### ① 対象者に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各対象者に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役職等に応じたポイントを付与いたします。

ただし、当社が対象者に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり25,000ポイントを上限といたします。

- ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付  
対象者は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。  
なお、1ポイントは当社株式1株といたします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイント当たりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものといたします。
- ③ 対象者に対する当社株式の交付  
各対象者は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。  
ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。
- (4) 議決権行使  
本信託内の当社株式にかかる議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。
- (5) 配当の取扱い  
本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。

## 第6号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額については、2021年6月18日開催の第132回定時株主総会において年額2億9,000万円以内（うち社外取締役については年額3,200万円以内）とご承認をいただき現在に至っておりますが、第5号議案で執行役員を兼務する取締役に対する株式報酬制度の導入についてお願いをしておりますことから、同議案が可決されることを条件に同制度による株式報酬の1年当たりの上限額に相当する金額である4,000万円を減額し、取締役の報酬等の額を年額2億5,000万円以内（うち社外取締役については年額3,200万円以内）に改定することのご承認をお願いするものであります。

また、2022年5月16日開催の取締役会において定めた「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の概要は44頁に記載のとおりです。本議案は、当該方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっております。以上により、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役の員数は、現在と同数の9名（うち社外取締役3名）となります。

#### 〔ご参考〕 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等の額の上限については、株主総会決議により決定されますが、支給する報酬の算定方法および各人別の配分方針については、あらかじめ代表取締役社長およびすべての社外取締役を構成員とする指名報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて、各人別の支給額について代表取締役社長に決定を一任する旨を取締役会で決議することとします。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の各人別の支給額について、その内容の決定方法および決定された内容が以下の方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申に従っていることを確認します。

- ・ 取締役の報酬は「固定報酬（監督報酬）」のみで、執行役員の報酬は「固定報酬（執行報酬）」、「業績連動報酬」および「株式報酬」とで構成する。
- ・ 毎月支給する「固定報酬（監督報酬および執行報酬）」については、取締役および執行役員の役割や職責に加えて同業・同規模の他社報酬水準や経営環境等を考慮して決定する。
- ・ 当該事業年度に係る決算確定後に支給する「業績連動報酬」については、当社の事業特性等を踏まえた中期経営計画で設定した経営指標（営業収益、営業利益等）および重点目標に対する達成度ならびに役職、会社への貢献度合いを総合的に判断して、各人ごとの評価により変動するものとし、「固定報酬（執行報酬）」と「業績連動報酬」の合計額の概ね20%とする。
- ・ 「株式報酬」については、執行役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、執行役員が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、信託を通じて各執行役員に当社株式を交付するものとする。

「株式報酬」は、「固定報酬（執行報酬）」、「業績連動報酬の基準額」および「株式報酬」の合計額の概ね15%とし、各執行役員に対しては、取締役会で定める株式交付規程に基づきポイントが付与される。

付与されたポイントの累計に応じた当社株式の交付は、原則として執行役員および取締役のいずれからでも退任した時とする。

以上





# 株主総会会場ご案内



神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

神戸情報文化ビル 4階 神戸新聞松方ホール



交通

高速神戸駅下車

徒歩 約**15**分

J R 神戸駅下車

徒歩 約**10**分

地下鉄

ハーバーランド駅下車

徒歩 約**10**分

